

【環境指導課】

(環境・食品衛生チーム)

1 廃棄物関係

管内には公共の一般廃棄物処理施設として、し尿処理施設1施設、ごみ焼却施設1施設、粗大ごみ処理施設1施設が設置されているほか、不燃ごみ等の埋立処理のため、最終処分場6施設が稼働している。

これら的一般廃棄物処理施設については産業廃棄物関連施設等と併せ、計画的な立入検査を実施しており、最終処分場放流水の水質検査に加えて、施設の構造設備基準や維持管理基準の遵守状況等について監視指導を行っている。

(1) 一般廃棄物

① し尿処理施設

(令和7年3月31日現在)

事業主体	設置場所	着工竣工年月日	処理方式	処理能力
能代山本広域市町村圏組合	能代市河戸川字西山下1番地内	H8.7.3 H11.3.24	高負荷脱窒素	120kL/日

② ごみ処理施設

(令和7年3月31日現在)

区分	事業主体	設置場所	着工竣工年月日	処理方式	処理能力
焼却施設	能代山本広域市町村圏組合	三種町鵜川字上笠岡70-1	H5.5.24 H7.3.31	連続炉	144t/日 (72t/日×2炉)
粗大ごみ処理施設	能代山本広域市町村圏組合	八峰町沼田字横長根1-5	S60.8.2 S61.4.1	衝撃せん断破碎 せん断破碎	25t/5h 5t/5h

③ ごみ埋立地

(令和7年3月31日現在)

区分	事業主体	設置場所	埋立開始年月	埋立地面積	全体容量	残余容量
一般廃棄物の最終処分場	能代市	能代市朴瀬字日影	S52.12	40,404m ²	271,000m ³	12m ³ ※2
		〃	H6.4	14,320m ²	123,170m ³	8,363m ³
		能代市二ツ井町種字大沢	S48.4	12,211m ²	169,407m ³	3,730m ³ ※1
	藤里町	藤里町粕毛下毛岱	S53.11	16,700m ²	50,100m ³	10,510m ³
		藤里町矢坂	S46.4	5,721m ²	28,605m ³	1,970m ³ ※2
	三種町	三種町鹿渡字大沢	S50.4	6,995m ²	48,000m ³	4,910m ³
		三種町森岳字清吉根子屋沢	S45.6	39,174m ²	91,675m ³	42,947m ³
		三種町志戸橋字熊沢	S49.4	3,178m ²	4,050m ³	0m ³ ※1
		三種町増沢	S58.5	8,559m ²	45,350m ³	34,252m ³
		三種町舞台沢	S46.4	6,700m ²	11,000m ³	49m ³
		能代市浅内	S58.6	3,300m ²	6,600m ³	387m ³ ※2

※1 埋立終了届出施設

※2 受入停止施設

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物処理施設の種類

(令和7年3月31日現在)

区分	処分業者	事業者及び公共	計
管理型処分場		2	2
木くず破碎	3		3
がれき類破碎施設	6		6
廃プラスチック類破碎	2		2
計	11	2	13

産業廃棄物処理業者

(令和7年3月31日現在)

区分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		計
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
事業者数	124	16	12		152

※ 重複する事業者あり

(3) 監視指導状況

(令和7年3月31日現在)

一般廃棄物	処理施設	公共設置	施設種類別		施設数等	監視件数	指導件数	
			最終処分場	稼働中			口頭	文書
			上記以外	5	5	2		
			ごみ焼却施設		1	1		
			し尿処理施設		1	1		
			その他のごみ処理施設		3	1	1	
			公共以外の一般廃棄物処理施設		5	7	1	
		その他	廃棄物再生事業者登録業者		4			
			一般廃棄物排出事業者					
	特別管理産業廃棄物排出事業所	①感染性廃棄物	病院		6	7	2	
			排出事業所		90			
		②特定有害産廃排出事業所			21	13		
		③PCB機器等保管事業所			55	17	3	
		④その他特管産廃排出事業所				7	1	
	産業廃棄物排出事業所					13	7	3
産業廃棄物	処理施設	県外産廃受入施設	許可対象	中間処理				
				最終処分				
		許可対象外	中間処理					
			その他	許可対象	11	12	4	
			の施設	最終処分				
	処理施設	許可対象外	中間処理		10	10	1	
			許可対象外	中間処理				
		事業者及び公共	許可対象	最終処分	2	2		
			許可対象外	中間処理	3	4	3	
	産業廃棄物収集運搬業者			積替・保管施設	10	13	5	1
				上記以外	122	6		
有害使用済機器保管等事業者					1	2	1	
浄化槽保守点検業者					6			
不法投棄監視(環境監視員分を除く)						13	1	
自動車リサイクル法	引取業者				21			
	フロン類回収業者				8			
	解体業者				2	1	1	
	破碎業者				1	1		
計					394	139	32	4

2 水道及び特定建築物関係

管内には、上水道、簡易水道、専用水道及び小規模水道をあわせ35の水道施設が設置されている。水道法に基づく水道(上水道、簡易水道)及び県条例に基づく小規模水道をあわせた水道普及率は、92.0%であり、全県の91.8%と比較し、0.2ポイント上回っている。

(1) 水道施設数及び普及状況

(令和6年3月31日現在)

市町	区分	行政区域 内人口	上水道		簡易水道		専用水道		小規模水道		合 計		普及率 (%)
			施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	
能代市		46,298	1	40,601	7	2,460	1		21	903	30	43,964	95.0
藤里町		2,800			1	2,706	1				2	2,706	96.6
三種町		13,780	1	10,639			2	103			3	10,742	78.0
八峰町		5,901			3	5,842					3	5,842	99.0
管内計		68,779	2	51,240	11	11,008	4	103	21	903	38	63,254	92.0 (92.5)
過年度	3年度末	72,041	2	53,199	12	11,532	4	97	21	910	39	65,738	91.3 (92.3)
	2年度末	73,529	2	51,885	13	14,361	4	102	21	936	40	67,284	91.5 (92.2)
	元年度末	75,081	2	52,811	13	14,768	5	102	21	960	40	68,641	91.4 (92.1)
	30年度末	76,704	2	53,807	13	15,006	3	73	21	992	39	69,878	91.1 (92.1)

※()内の数字は秋田県の普及率を示す。

(2) 監視指導状況

(令和7年3月31日現在)

水道施設	施設数	監視件数
上水道	2	
簡易水道	11	7
専用水道	1	1
小規模水道	21	21
計	35	29

※1 専用水道:能代市分(H17.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

※2 小規模水道:八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

※3 簡易専用水道:能代市分(H17.4)、藤里町分(H18.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

(3) 特定建築物

建築物内の環境衛生上の適正な維持管理の確保を目的とした「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「建築物衛生法」)では、店舗、事務所等の建築物で床面積の合計が3,000m²以上のもの等を特定建築物として定めている。

管内の特定建築物に関する届出や立入検査の事務は、能代市(H17年4月1日)、八峰町(H23年4月1日)、三種町(H26年10月1日)に権限委譲しており、権限移譲していない藤里町には、該当する建築物はない。

建築物衛生法では、建築物の衛生上の維持管理を行う事業者が一定の基準を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができる制度が設けられており、当保健所ではその登録事務を行っている。

建築物管理業登録状況

(令和7年3月31日現在)

業種	登録業者数
清掃業	2
空気環境測定業	
飲料水水質検査業	
飲料水貯水槽清掃業	4
ねずみ・こん虫防除業	1
排水管清掃業	1
環境衛生総合管理業	2
計	10

3 公害関係

管内における公害関係の法令対象施設数は、大気汚染防止法が152施設、水質汚濁防止法が259施設、湖沼法が5施設、ダイオキシン類対策特別措置法が8施設及び県公害防止条例が160施設（大気6施設、水質154施設）である。

当部では、毎年度、これらの施設等への立入検査を計画的に実施し、排出基準の適合状況や施設の維持管理等に関する監視指導を行っている。

(1) 届出状況

① 大気汚染防止法関係

ばい煙発生施設

(令和7年3月31日現在)

施設	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1 ボイラー		84	6	15	9	114
5 金属溶解炉		1				1
6 金属の铸造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		5				5
11 乾燥炉		4		1		5
13 廃棄物焼却炉		3		2		5
29 ガスタービン		5				5
30 ディーゼル機関		13	2	1		16
合 計		115	8	19	9	151

粉じん発生施設

(令和7年3月31日現在)

施設	市町	能代市
1 コークス炉		
2 鉱物(コークスを含む。以下同じ)又は土石の堆積場		18
3 ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)		35
4 破碎機及び摩碎機(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)		
5 ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)		
合 計		53

※ 八峰町分（H23年度）、三種町分（H26年度）、藤里町分（H27年度）は権限移譲済み。

② 水質汚濁防止法関係

特定事業場数

(令和7年3月31日現在)

施設の種類	市 町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1の2 畜産農業		4		7		11
2 畜産食料品製造業		3	1 (1)	3 (2)		7
3 水産食料品製造業				1	1	2
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		4	1	6		11
5 みそ・しょう油製造業		3 (2)		2	1	6
8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業		2 (2)				2
9 米菓子製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機		1 (1)		1		2
10 飲料製造業		2 (1)	2 (1)		1	5
16 麺類製造業の用に供する湯煮施設		4 (2)		1		5
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		1		1	1	3
19 繊維製品加工業		1				1
21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		6				6
23 パルプ・紙又は紙加工品の製造業		1				1
23の2 新聞業・出版業・印刷業又は製版業		3 (3)				3
27 無機化学工業製品製造業		2				2
33 合成樹脂製造業		1 (1)				1
47 医薬品製造業		1 (1)				1
53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設		1				1
54 セメント製品製造業		2		2		4
55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャーブラント		3			2	5
59 碎石業		3				3
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設		3			1	4
63 金属製品製造業又は機械器具製造業		2				2
63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設		1				1
64の2 水道施設(1万m ³ /日以上)		1				1
66 電気めつき業						
66の3 旅館業		42 (18)	14 (10)	17 (10)	17 (7)	90
67 洗濯業の用に供する洗浄施設		25 (15)	1	3 (2)	1	30
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設					1	1
68の2 病院(病床数300以上)		1 (1)				1
69の2 地方卸売市場		1 (1)				1
71 自動式車両洗浄施設		18	1	5	2	26
71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場		2				2
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設				1		1
72 し尿処理施設(500人槽以下除く)		6 (1)	1	3	3	13
73 下水道終末処理施設		1	1		2	4
合 計		150	22	53	33	258

※1 2以上の特定施設を有する事業場については、番号の小さい施設に計上。

※2 ()内の数字は、分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

③ 湖沼水質保全特別措置法関係

みなし指定地域特定施設数

(令和7年3月31日現在)

施設の種類	市 町	能代市	三種町	管内計
1 病院			1	1
2 し尿浄化槽 (201人槽以上、500人槽以下)		1	3	4
計		1	4	5

④ 秋田県公害防止条例関係

指定施設数

(令和7年3月31日現在)

施設の種類	市 町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
大気 関係	指定粉じん発生施設 ※1	鉱物又は鉱物の残渣の堆積場	5			5
		チップ製造施設又は製材施設であって原動機の定格出力50KW以上のもの	1			1
	合 計	6				6
水質 関係	指定汚水排出施設 ※2	畜産農業	2		5	7
		自動車整備業	83	5	21	7
		ガソリンスタンド	12	2	9	4
		病院の検査又は分析の用に供する施設	3 (3)		1 (1)	4 (4)
	合 計	100	7	36	11	154

※1 権限移譲した八峰町(H23年4月1日)、三種町(H26年10月1日)、藤里町(H27年4月1日)の施設数は計上していない。

※2 ()内の数字は分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

⑤ ダイオキシン類対策特別措置法

特定施設数

(令和7年3月31日現在)

施設の種類	市 町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
大気基準適用施設 (廃棄物焼却炉)		3 ※3		2	1 ※4	6
水質基準適用施設 (廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設)				1		1
合 計		4		3	1	8

※3 休止中1施設、建設中2施設

※4 休止中1施設

(2) 立入検査状況

① 公害関係工場・事業場

(令和7年3月31日現在)

区分	対象施設	大気汚染防止法対象		水質汚濁防止法対象	湖沼法対象	秋田県公害防止条例対象			ダイオキシン類特措法対象		その他
		ばい煙発生施設	粉じん発生施設※1	特定施設	みなし特定施設	指定ばい煙発生施設	※指定粉じん発生施設	指定汚水排出施設	大気基準適用施設	水質基準適用施設	協定施設
工場・事業場数		54	7	258	5		4	154	3	1	1
施設数		102	53	-	5		6	-	5	1	-
監視件数※2	現地確認	42	3	52	7			2			1
	分析検査			29	6						1
指示件数	口頭	5		8				1			
	文書			4	2						

※1 権限移譲済みである八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)の工場・事業所数及び施設数は計上していない。

※2 施設数

② フロン排出抑制法関係事業者

(令和7年3月31日現在)

項目	件数
第一種フロン類充填回収業者	11
立入検査	

(3) 大気汚染常時監視

県内の大气汚染の状況を把握するため、能代市内の2カ所に二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の自動測定機を設置し、テレメーターシステムによる常時監視を実施している。

大気測定局設置状況

(令和7年3月31日現在)

設置主体	測定場所	測定項目	二酸化硫黄(SO ₂)	浮遊粒子状物質(SPM)	微小粒子状物質(PM2.5)	窒素酸化物(NO _x)	オキシダント(O _x)
秋田県	能代西 (能代科学技術高校)	○	○	○	○	○	○
	檜山 (旧檜山中学校)	○	○	—	○	—	—

(4) 公害苦情処理関係

保健所が受付した公害苦情件数は次のとおりである。

区 分	年 度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
大 気		5	5	2	3	6
水 質		1	1		1	1
騒 音						
振 動						
悪 臭			4			1
地 盤 沈 下						
土 壤 汚 染						
そ の 他 (不法投棄等)		1	1	3	2	
計		7	11	5	6	8

4 温泉関係

管内には21の源泉があり、そのうち11の源泉が9カ所の温泉地で利用されている。

源泉一覧

(令和7年3月31日現在)

区分 市町	源泉 総数 (A+B)	利用 源泉数 (A)		未利用 源泉数 (B)		温度別源泉数				ゆう出量 リッ/分		主たる泉質名		
		自 噴	動 力	自 噴	動 力	25 ℃ 未 満	25 ℃ 以 上	42 ℃ 未 満	42 ℃ 以 上	及 び 水 蒸 気 ガ ス	自 噴	動 力		
温泉地名														
能代市	能代 (落合)	2		1	1			1	1		48	194	アルカリ性単純温泉	
	船沢	1		1					1			200	ナトリウム一塩化物強塩泉	
	切石※	1				1							ナトリウム一塩化物泉	
	梅内	1	1				1					50	ナトリウム一塩化物・炭酸水素冷鉱泉	
	湯の沢	1				1		1				7	ナトリウム一塩化物冷鉱泉	
	駒形	1				1			1			86	ナトリウム一塩化物強塩泉	
藤里町	湯の沢	2	2					1	1		130		ナトリウム一塩化物泉	
	滝の沢	1		1					1			260	ナトリウム一塩化物・硫酸塩泉	
三種町	森岳	5		2		3			5			1,182	ナトリウム・カルシウム一塩化物強塩泉	
	八竜砂丘	1		1				1				187	ナトリウム一塩化物強塩泉	
八峰町	潮浜	1	1				1					180	冷鉱泉	
	八森	1		1	1	1			1	2		600	772	ナトリウム一塩化物・硫酸塩泉
	峰水湖	1				1	1					18	含硫黄一ナトリウム一塩化物・硫酸塩冷鉱泉(硫化水素型)	
計		19	4	7	4	6	4	6	10		1,101	2,813		

※ 温度、ゆう出量とも不明。

5 食品衛生業務

管内には、食品関係営業施設2,010件(許可施設 1,183件、届出施設 827件)があり、これらの施設の衛生状態や食品取扱い等について監視指導を行っている。

また、営業の許可事務、食中毒事件の調査や有害食品、表示違反等を排除するために必要な検査を随時行うとともに食品衛生講習会を開催し、食品による事故等の防止に努め、食品の安全確保を図っている。

(1)-1 営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設)

(令和7年3月31日現在)

業種		市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等		143	4	17	4	168
	仕出し屋・弁当屋		33	2	13	4	52
	旅館		7	1		1	9
	自動販売機						
	移動販売車		1				1
	露天営業		6	2		1	9
	臨時営業						
	農家民宿						
	その他		29	1	6	3	39
	小計		219	10	36	13	278
喫茶店 営業	一般		4		1	1	6
	自動販売機						
	移動販売車		1				1
	露天営業			2			2
	臨時営業						
	小計		5	2	1	1	9
菓子 製造業	一般		17		5	1	23
	移動販売車		1				1
	露天営業						
	小計		18		5	1	24
乳処理業							
乳製品製造業							
集乳業							
魚介類 販売業	一般		12		5	7	24
	移動販売車					1	1
	小計		12		5	8	25
魚介類せり売業			1				1
魚肉練り製品製造業							
食品の冷凍又は冷蔵業			1	1	1	1	4
缶詰又は瓶詰食品製造業			2		3		5
あん類製造業			2				2

業種	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
アイスクリーム類製造業		2	1		1	4
乳類 販売業	一般					
	自動販売機					
	移動販売車					
	小計					
食肉処理業		3	1			4
食肉 販売業	一般	12		3		15
	自動販売機					
	移動販売車					
	小計	12		3		15
食肉製品製造業						
乳酸菌飲料製造業						
食用油脂製造業						
みそ製造業		2		2		4
しょうゆ製造業		1				1
ソース類製造業						
酒類製造業		1	1	1		3
豆腐製造業		1				1
納豆製造業						
めん類製造業		5		2	1	8
そうざい製造業		7	1	7	7	22
添加物(規格あり)製造業						
清涼飲料水製造業		1	2			3
氷雪 製造業	一般				1	1
	自動販売機					
	小計				1	1
氷雪販売業						
合計		295	19	66	34	414
令和5年度		478	33	97	56	664
令和4年度		614	44	121	85	864
令和3年度		727	66	143	108	1,044

(1)-2 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設)

令和7年3月31日現在

業種		市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
飲食店 営業	一般	304	16	42	28	390	
	簡易	1	1				2
	自動車	14	1	1	1	1	17
	臨時(20日未満)						
	臨時(3月未満)						
	臨時(その他)	35	1	3	5	44	
	農家民宿		5	1	2		8
	小計	354	24	47	36	461	
調理の機能を有する自動販売機				1			1
食肉販売業		6		6	2	14	
魚介類販 売業	一般	13	1	6	11	31	
	自動車	4			1	5	
	小計	17	1	6	12	36	
魚介類競り売り営業		1			2	3	
集乳業							
乳処理業							
特別牛乳搾取処理業							
食肉処理 業	一般	9	1	5		15	
	自動車						
	小計	9	1	5		15	
食品の放射線照射業							
菓子製造業		37	9	15	9	70	
アイスクリーム類製造業							
乳製品製造業							
清涼飲料水製造業		1					1
食肉製品製造業				1		1	
水産製品製造業		3			11	14	
氷雪製造業							
液卵製造業							
食用油脂製造業							
みそ又はしょうゆ製造業		4	1	1	1	7	
酒類製造業		1			1	2	
豆腐製造業					1	1	
納豆製造業		1				1	
麵類製造業		4	1	2	5	12	
そうざい製造業		30	9	10	11	60	
複合型そうざい製造業							
冷凍食品製造業		3			1	4	
複合型冷凍食品製造業							
漬物製造業		27	4	19	6	56	
密封包装食品製造業		2	1	7		10	
食品の小分け業							
添加物製造業							
合計		500	51	120	98	769	
令和5年度		326	43	87	75	531	

(2)－1 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設)

(令和7年3月31日現在)

業種	区分	申請受理件数		許可件数		廃業件数	監視指導件数	措置件数				
		新規	継続	新規	継続			不許可	営業停止	改善命令等	始末書説諭	指示書
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等					20	3					
	仕出し屋・弁当屋					16	29					
	旅館					1	2					
	移動販売車											
	自動販売機											
	露天営業					12						
	臨時営業											
	農家民宿											
	その他					5	11					
	小計					54	45					
菓子 (パンを含む) 製造業	一般					5	12					
	移動販売車					1	1					
	露天営業					3						
	臨時営業											
	小計					9	13					
乳処理業												
特別牛乳・さく乳処理業												
乳製品製造業												
集乳業												
魚介類 販売業	一般					2	8					
	移動販売車					1	1					
	小計					3	9					
魚介類せり売営業												
魚肉練り製品製造業						1						
食品の冷凍又は冷蔵業						3						
缶詰又は瓶詰食品製造業						4						
喫茶店 営業	一般					2	2					
	移動販売車					1	1					
	自動販売機											
	露天営業					10						
	臨時営業											
	小計					13	3					
あん類製造業							1					
アイスクリーム類製造業												

業種	区分	申請受理件数		許可件数		廃業件数	監視指導件数	措置件数					
		新規	継続	新規	継続			不許可	営業停止	改善命令等	始末書説諭	指示書	告発
乳類販売業	一般												
	移動販売車												
	自動販売機												
	小計												
食肉処理業						1	1						
食肉販売業	一般					5	6						
	移動販売車												
	自動販売機												
	小計					5	6						
食肉製品製造業													
乳酸菌飲料製造業													
食用油脂製造業													
マーガリン・ショートニング製造業													
みそ製造業						3	1						
醤油製造業						1							
ソース類製造業													
酒類製造業						1							
豆腐製造業													
納豆製造業													
めん類製造業						1	4						
そうざい製造業						5	24						
添加物(規格あり)製造業													
食品の放射線照射業													
清涼飲料水製造業													
氷雪製造業	一般												
	自動販売機												
	小計												
氷雪販売業													
合計						103	108						
令和5年度						90	229						
令和4年度						77	198				1		
令和3年度		34	41	34	41	120	270						

(2)－2 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設)

(令和7年3月31日現在)

業種	区分		申請書受理件数		許可件数		監視指導件数	措置件数				
	新規	継続	新規	継続	届出件数	不許可		営業停止	改善命令等	始末書説諭	指示書	告発
飲食店 営業	一般	118		118		7	152					
	簡易						3					
	自動車	6		6			47					
	臨時(20日未満)	66		66		66						
	臨時(3月末満)	7		7		7						
	臨時(その他)	24		24			192					
	農家民宿	1		1			1					
	小計	222		222		80	395					
調理の機能を有する自動販売機												
食肉販売業		5		5			8					
魚介類 販売業	一般	8		8		2	14					
	自動車	2		2		1						
	小計	10		10		3	14					
魚介類競り売り営業												
集乳業												
乳処理業												
特別牛乳搾取処理業												
食肉 処理業	一般	5		5			13					
	自動車											
	小計	5		5			13					
食品の放射線照射業												
菓子製造業		25		25			43					
アイスクリーム類製造業												
乳製品製造業												
清涼飲料水製造業		1		1			1					
食肉製品製造業							1					
水産製品製造業		2		2			7					
氷雪製造業												
液卵製造業												
食用油脂製造業												
みそ又はしょうゆ製造業		2		2			2					
酒類製造業		1		1								
豆腐製造業												
納豆製造業		1		1								
麵類製造業		4		4			8					
そうざい製造業		14		14		1	31					
複合型そうざい製造業												
冷凍食品製造業		1		1			2					
複合型冷凍食品製造業												
漬物製造業		24		24			42					
密封包装食品製造業		3		3			7					
食品の小分け業												
添加物製造業												
合計		320		320		84	574					
令和5年度		280		280		80	371					

(3) 届出を要する食品関係営業施設

(令和7年3月31日現在)

業種	区分	営業施設数	処分件数(年度中)				告発件数	監視指導件数
			営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	34						13
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	110						13
	乳類販売業	132						11
	冰雪販売業							
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	54						
販売業	弁当販売業	7						1
	野菜果物販売業	16						3
	米穀類販売業	7						
	通信販売・訪問販売による販売業							
	コンビニエンスストア	34						1
	百貨店、総合スーパー	15						16
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	24						
	その他の食料・飲料販売業	64						26
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	3						
	いわゆる健康食品の製造・加工業							
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	3						
	農産保存食料品製造・加工業	76						5
	調味料製造・加工業	8						5
	糖類製造・加工業							
	精穀・製粉業	14						5
	製茶業	6						
	海藻製造・加工業	4						
	卵選別包装業	2						
上記以外のもの (改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	その他	112						10
	行商	1						
	集団給食施設	97						4
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	2						
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの							
	その他	2						
合計		827						113
令和5年度		768						126

(4) 収去検査の実施状況及び措置状況

(令和7年3月31日現在)

検体種類	区分	収去検体数	不適検体数	不良・不適理由			措置状況		
				規格基準	指導基準	その他	廃棄命令	回収命令	その他
魚 介 類		4							
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	1							
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品								
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品								
	生食用冷凍鮮魚介類								
魚 介 類 加 工 品		2							
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		3							
牛 乳									
乳 製 品									
乳 類 加 工 品 (アイスクリームを除きマーガリンを含む)									
アイスクリーム類・氷菓									
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		7	1		1				1
野菜類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		13	2			2			2
菓 子 類		4							
清涼飲料水									
酒 精 飲 料									
かん詰・びん詰食品									
そ の 他 の 食 品		4							
器 具 及 び 容 器 包 装									
計		38	3		1	2			3
令和5年度		41	2		2				2
令和4年度		41	2	1	1			1	1
令和3年度		33							

(5) 違反食品等発見届出件数及び措置状況

区分		食品																	食品添加物	器具及び容器包装もちゃや	計	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
		菓子類	乳及び乳製品	食肉	食肉製品	鯨肉製品	その他の加工品及び品	冷凍食品	清涼飲料水	その他の加工品及び品	めん類	そうざい類	弁当類	調理パン	その他の加工野品	調味料	漬物	もち	その他の食品						
食品衛生監視員による発見	検査件数	1,301	230	360	420	10	380	345	170	170	535	1,400	730	710	6,130	210	900	160		55	50	14,266	7,650	3,418	8,159
	県内産																								
	県外産																								
	小計																								
県内消費者からの届出	県内産																								
	県外産																								
	小計																								
県外からの届出	県内産																								
	小計																								
合計	県内産																								
	県外産																								
	小計																								
	第6条																								
違反理由	第10条																								
	成分規格																								
	製造基準																								
	保存基準																								
	添加物使用基準																								
	その他																								
行政処分内容	第19条																								
	第20条																								
	その他																								
行政処分以外	告発件数																								
	始末書等徵収口頭説諭件数																								
	その他の措置件数																								

※ 収去検査・特殊検査・食中毒等の原因究明検査を除く

(6) 食中毒の発生状況(15年間)

① 事件数 9件 ② 患者数 154名 ③ 死者数 0名

(令和6年12月31日現在)

年別	発生月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂取場所	調理場所	潜伏時間	主症状	摘要
H22	1月24日	能代市	48	14		不明(飲食店の食事)	ノロウイルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 12:00 最長 67:00 平均 34:33	嘔吐、下痢、腹痛	ノロウイルスによる食品汚染。 営業停止5日
H23													発生なし
H24													発生なし
H25	1月4日	能代市	75	34		弁当	サルモネラ菌	飲食店	体育館等	飲食店	最短 1:00 最長 108:00 平均 42:27	発熱、腹痛、下痢	調理従事者から二次汚染。 営業停止5日
H26													発生なし
H27	1月23日	藤里町	62	28		会席料理	ノロウイルス	飲食店 (旅館)	飲食店 (旅館)	飲食店 (旅館)	最短 4:00 最長 62:00 平均 26:19	嘔吐、下痢	カキの生食。 営業停止4日
	1月24日	能代市	334	28		会席料理	ノロウイルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 7:00 最長 50:00 平均 30:08	嘔吐、下痢	調理従事者から二次汚染。 営業停止3日
H28													発生なし
H29													発生なし
H30													発生なし
R1	5月3日	能代市	不明	1		不明	アニサキス	不明	不明	不明	不明	腹痛、嘔気	
R2	10月9日	能代市	17	5		不明(旅館の食事)	ノロウイルス	飲食店 (旅館)	不明	不明	最短 32:00 最長 42:00 平均 36:48	下痢、悪寒	ノロウイルスによる食品汚染。 営業停止2日
R3	3月4日	能代市	12	11		不明(飲食店の食事)	ノロウイルス	飲食店	飲食店、事業所など	飲食店	最短 29:00 最長 101:00 平均 39:22	下痢、嘔気、嘔吐	調理従事者から二次汚染。 営業停止3日
	10月20日	八峰町	3	3		キノコの味噌汁 (種類不明)	植物性自然毒 (種類不明)	家庭	家庭	家庭	最短 0:30 最長 2:00 平均 1:15	嘔吐、吐き気、悪寒	食用のムキタケと誤認し、毒キノコ(種類不明)を調理、摂食
R4	2月13日	三種町	83	30		事業所で提供された食事	ノロウイルス	事業所	事業所	事業所	最短 11:00 最長 41:30 平均 28:01	発熱、下痢、嘔気、嘔吐、腹痛	ノロウイルスによる食品汚染。 給食業務の停止5日
R5													発生なし
R6													発生なし

過去15年間の合計	634	154	
-----------	-----	-----	--

(7) 衛生教育実施状況

(令和7年3月31日現在)

対象区分	営業者	消費者	その他	計	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実施回数	11	4	1	16	15	11	12
受講者数	395	57	2	454	337	313	472

(8) 秋田県ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づく認定試験合格者数及びふぐ処理施設数

(令和7年3月31日現在)

令和5年度 認定試験合格者数	認定試験合格者等累計	ふぐ処理施設数
試験実績なし	0	(65)

*認定試験合格者等累計は、令和5年度からのふぐ処理者認定試験の合格者数の累計。

*認定試験合格者等累計の()内は、昭和60年度から令和5年度までのふぐ講習会（処理課程）修了者数の概数。

6 化製場等

(1) 化製場等及び畜舎等許可施設数並びに死亡獣畜取扱場の利用状況

(令和7年3月31日現在)

市町 区分	化製場等				畜舎・家畜舎							死亡獣畜取扱場の利用状況					
	死亡獣畜 取扱場		化 製 場	計	牛	馬	豚	め ん 山 羊	犬	鶏	計	牛	馬	豚	め ん 山 羊	その 他	計
	埋却	焼却															
能代市	1			1					2		2					2	2
藤里町	1			1											6		6
三種町	2			2								2	1			1	4
八峰町	1			1													
計	5			5					2		2	2	1		6	3	12
令和5年度	5			5					2		2	10	1	3	20	7	41
令和4年度	5			5					2		2	4	3	1	10	1	19
令和3年度	5			5					2		2	3		1	14	5	23

※ 畜舎及び家きん舎における動物の飼養等の許可は知事の権限が能代市を除く藤里町・三種町・八峰町に委譲されていることから、同町が許可、監視指導等を実施している。

(2) 死亡獣畜取扱場設置状況

(令和7年3月31日現在)

区分	名称	設置者	所在地
埋却	能代市二ツ井町死亡獣畜埋却場	能代市長	能代市二ツ井町荷上場字愛ノ字82-2
〃	藤里町真土上岱死亡獣畜埋却場	藤里町長	藤里町粕毛字真土上岱131
〃	三種町死亡獣畜取扱場(琴丘)	三種町長	三種町上岩川字嶋の越13-1
〃	三種町死亡獣畜取扱場(八竜)	〃	能代市浅内字砂山17-1
〃	八峰町死亡獣畜埋却場	八峰町長	八峰町八森字家ノ後1-3

7 狂犬病予防業務

犬の所有者は生涯一回の登録(平成7年4月1日から施行)と年1回の狂犬病予防注射の実施が狂犬病予防法によって義務づけられている。一方、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例によって犬の放し飼いが禁止されており、咬傷事故による被害を害発生させることのないよう取締りと適正飼養の啓発に努めてきたところである。

(1) 狂犬病予防業務等実施状況

(令和7年3月31日現在)

区分	市 町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	令和5年度	令和4年度	令和3年度
登 録 状 況	登録頭数 (期間末原簿総数)	1,599	93	577	249	2,518	2,567	2,570	2,606
	登録申請頭数	110	10	28	14	162	205	204	154
	鑑札再交付数	3				3	7	7	9
	犬死亡届等件数	115	18	45	16	194	210	238	244
	犬 変 更 所 届 在 地	県外から 移動	6	2		8	11	6	20
	県外への 移動	4	1	1		6	15	2	5
	県内での 移動	35	3	9		47	32	44	22
	所有者の氏名 ・住所変更届	12				12	14	15	10
狂 犬 病 予 防 注 射 済 票 交 付	所有者の変更届	10	3			13	4	20	7
	集合注射	297	52	163	60	572	622	706	767
	個別注射	798	42	177	80	1,097	1,207	1,142	1,081
	小 計	1,095	94	340	140	1,669	1,829	1,848	1,848
注射済票 再交付			1			1	10	1	2

※ 「犬死亡届等件数」については、行方不明及び保健所からの削除依頼分を含む。

(2) 犬に関する被害・苦情等の届出状況

(令和7年3月31日現在)

区分		市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	令和5年度	令和4年度	令和3年度
苦情届出件数	一般苦情	野犬・放飼い	8		4	1	13	10	16	54
		けい留の方法						1		
		なき声等						1	1	3
		その他						1		
		小計	8		4	1	13	13	17	57
	衛生上の苦情	脱糞・排尿	3				3	2		1
		悪臭								
		脱毛								
		その他						1		
		小計	3				3	3		1
	計		11		4	1	16	16	17	58
被害届出件数		人の咬傷	1			1	2	4		
		非咬傷被害者							1	
		家畜等の被害						1		
		農地等の被害								
		その他						1		
		計	1			1	2	6	1	
合計			12		4	2	18	22	18	58

(3) 犬による危害防止業務実施状況

区分		市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	令和5年度	令和4年度	令和3年度
抑留頭数	捕獲		6		3	3	12	13	35	65
	引取り		8				8	3	4	5
	計		14		3	3	20	16	39	70
処分頭数	飼い主返還		3		1	1	5	6	6	4
	センター搬送		11		2	2	15	37	37	62
	計		14		3	3	20	16	43	66
薬殺	実施地区数									
	薬殺頭数									
行政指導	指示書交付		1				1	2	1	1
	説諭								2	4
	始末書等									
	措置命令									
	告発									

令和7年度業務概要(令和6年度実績)

秋田県山本地域振興局福祉環境部

(山本福祉事務所・能代保健所)

〒016-0815 能代市御指南町1番10号

TEL 0185-55-8023

FAX 0185-53-4114

<http://www.pref.akita.lg.jp/yama-fuku/>